

第4回 独立行政法人評価委員会農業分科会 議事要旨（未定稿）

生産局総務課

1．日時：平成14年3月7日（木）10：00～12：00

2．場所：三田共用会議所第3特別会議室

3．出席者：小林信一委員、坂本元子委員、鈴木三義委員、手島忠委員、
間和彦委員、松本聰委員、菊池一郎専門委員、高橋英三専門委員、
田嶋一専門委員、土居則子専門委員、長尾美奈子専門委員、
深見元弘専門委員、佛田利弘専門委員、松井徹専門委員

4．議事

- (1) 農業分科会における各法人の評価基準（案）について
- (2) 肥飼料検査所の中期目標及び中期計画の変更について
- (3) その他

5．議事概要

各プロジェクト・チーム（以下「PT」という。）の代表の委員又は専門委員より、PTの議論の経過について、配布資料に沿って説明を行った。また、各法人担当課長より、各法人の評価基準（案）の概要について、配布資料に沿って説明を行った。

委員からの主な意見は以下のとおり。

- ・各法人の評価基準について、農業分科会の他の法人又は他の分科会との調整は行うべきではないか。また、s評価を含む4段階評価、下位項目の点数化による上位項目の評価等、他法人の評価方法で取り入れられるものは取り入れるべきではないか。

- ・国民にわかりやすくし、かつ、法人によって有利になるものと不利になるものとが生じることを避けるため、基準の大枠の部分で、統一化を図るべきではないか。

- ・各法人ごとに業務の内容は異なるのだから、すべての基準の統一は困難かもしれないが、とりあえず1年間、現在の評価基準案で評価を行いつつ、改めて議論を行い、可能な部分から基準の統一化に向けた見直しを行うべきでないか。

- ・運営費交付金を交付する際、各法人の評価結果を比較した上で、交付金の配分を決定するようなことはあるのか。あるとすれば、基準が統一されていない現状では不利になる法人が出てくるので、各法人の基準を統一すべきではないか。

- ・そもそも独立行政法人を評価するということは、目標を達成できなかった理由を明らかにして、法人の業務をより良い方向に誘導するためのものであり、C評価を受けた項目をいかにしてA評価又はB評価に改善するかを、評価委員会で議論すべきではないか。

- ・13年度評価のタイム・スケジュールはどうなるのか。いつまでに評価結果を出さなければならないのか。

- ・中期計画に記載がない突発的事態が発生したときには、他の評価項目に係る業務に影響が出るが、このために他の業務がC評価を受けることのないよう、コメント

を付して、突発的事態を考慮した適切な評価を行うべきではないか。

これに対し、農水省側から以下の説明を行った。

- ・現時点では評価結果によって交付金の配分を決定するとは決められていないが、現時点での法人に対する評価 他の法人との比較 時系列でみた法人の評価の変化等の面で、当然利用されることとなるだろう。
- ・基準作成後、6月末日までに各法人から業務の実績に関する報告書が提出され、7月以降、評価委員会で評価することとされている。期限は明示されていないが、しかるべき時期に速やかに行うこととしたい。

農業分科会における各法人の評価基準（案）については、以上のような質疑応答の後、再度分科会を開催し、改めて検討することとされた。

生産局生産資材課長より、肥飼料検査所の中期目標及び中期計画の変更について、配布資料に沿って説明を行った。

委員からの主な意見は以下のとおり。

- ・肉骨粉等の確認検査は、国内の事業場のみについて実施するのか。
- ・有機肥料は大半を輸入に依存しており、国内産のみでは需要に見合った供給ができないため、値段が高騰している。有機農業を行う需要者の立場からは、海外の事業場についても確認検査を実施して、有機肥料を輸入できるようにしてほしい。

これに対し、事務局側から以下の説明を行った。

- ・現在、一時停止措置の解除は国産品のみ限定されており、海外からの肉骨粉等の動物性肥料の輸入は停止されているので、国内の事業場のみを対象としている。
- ・現在、輸出国のステータス評価を実施している。その結果によって、今後、輸入停止を解除するか決定する。現場で不都合が生じていることは承知しているが、国民の不安もあるので、御協力いただきたい。

事務局より、平成13年度第2次補正予算による中期計画の変更について、配布資料に沿って、説明を行った。また、各法人担当課長より、措置された事業の概要等について、配布資料に沿って、説明を行った。